北九州市
人権行政指針
【概要版】

北九州市

北九州市人権行政指針とは

「北九州市人権行政指針」は「人権文化のまちづくり」を推進するために必要な考え方や施策の方向性を示すものです。

人権文化のまちづくりとは

「市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前の行動として自然に現すことができる社会をつくること」です。

(1)人権文化のまちづくりを進める必要性

北九州市はこれまでも様々な人権課題の解決に向けて、関係法令や計画等に基づき積極的に施策を推進してきました。

しかし、市民の人権に対する意識が高まり、少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化とともに新たな人権問題も生じています。

この２１世紀には、北九州市に暮らし、学び、働き、集うすべての人の人権が尊重され、人権が侵害されることのない社会、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことのできる社会の実現が求められています。

(2)北九州市が目指すもの

「人権文化のまちづくり」は行政の力だけで実現できるものではなく、「人権を尊重する」という市民（市民一人ひとり、地域、企業）の主体的な行動や取組みと連携してこそ実現できるものです。

これからは、市民一人ひとりが人間としての尊厳を持つかけがえのない存在であることをお互いに尊重し、価値観や個性の違い、多様性を認め合い、支え合うという「人権を尊重し合う文化」を築くために、まちづくりの主役である市民と力を合わせて「人権文化のまちづくり」を進めていきたいと考えています。

「人権文化のまちづくり」の推進

基本理念

(1)人間の尊厳

人権は「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法において定められている侵すことのできない永久の権利です。

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民相互の間で人権の意義が正しく認識され、市民一人ひとりが「人間の尊厳」をもつかけがえのない存在として意識され、守られることが必要です。

(2)自立

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民がまちづくりの主役としての自覚を持って自ら考え、判断し、行動することが必要です。

(3)共生・協創

心がふれあう交流を通し、理解を深め、共に生き、支え合い、そしてお互いに協力し、創意を生かしながら「人権文化のまちづくり」に取り組むことが必要です。

さらに、地球環境をはじめとして身近な環境に至るまで、市民生活を取り巻くあらゆる環境との共生も大切です。

行政

連携

●市民一人ひとり

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという意識を持ち、人権尊重の考えに裏打ちされた態度や行動を日常生活の中で実践することが必要です。

●地域

地域には、住民が相互に協力し合いながら、誰もが暮らしやすい地域コミュニティをはぐくむという役割があります。このため、まちづくりの重要な担い手である町内会、自治会等の地域団体と地域の一員である医療機関、福祉施設をはじめとした事業所、企業、市民活動団体等が連携、協働するネットワークを形成しながら、人権を尊重したまちづくり活動に取り組むことが必要です。

●企業

企業は「企業市民」として、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献することが求められています。企業は地域社会の一員として、人権尊重という視点を入れた取組みやまちづくり活動に意義を見出し、積極的に活動することが必要です。

「人権文化のまちづくり」の推進策

「人権の約束事運動」の推進

「人権文化のまちづくり」を進めることは、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことができる社会を築くことです。

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権を尊重し、行動として現せるようなまちを目指す「人権の約束事運動」を市民とともに推進します。

具体的には、人権に関する身近なテーマを市民相互の“約束事”として掲げ、守る、「約束事運動」を市民とともに進めます。

「人権の約束事運動」の趣旨に賛同し、市民の立場で運動を広めていく、広範な市民、企業等を構成員とする団体等で組織する「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働して推進します。

人権の約束事運動
マスコットキャラクター
「モモマルくん」

人権施策の推進

《取組みの視点》

(1)人権尊重の視点に立った施策の推進

北九州市は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識し、あらゆる施策において「人権を尊重する」という視点を据えます。

(2)市民が主役となる施策の推進

「人権文化のまちづくり」の主役は市民です。北九州市はこのことを踏まえ、市民が人権を身近に感じ、理解を深めるとともに、「人権文化のまちづくり」に向けて自主的、主体的に行動できる施策の推進に努めます。

(3)「いのち」をつなぐ環境づくり

北九州市が行うすべての施策は人権にかかわる施策であり、人間の尊厳を守る施策であり、人間の根源である「いのち」を将来に向かってつないでいく施策でもあります。

人間と地球環境との共存という大きな視点を踏まえ、市民が健康で快適に、安全に、そして安心して暮らしていくための身近な環境づくりを進めていきます。

1　行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」

すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、「人権文化のまちづくり」を特定の部局に限った取組みとせず、すべての部局で推進します。

2　市民参加・市民参画の促進

市民が市政に参加・参画できる機会の確保に努めるとともに、市政に対する関心や信頼を高めるための取組みを推進します。

3　人権感覚に優れた職員の育成

市職員一人ひとりが人権行政の推進者として、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、一層効果的な研修を推進します。

4　行政施策の評価と検証

人権尊重の視点に立った行政施策の評価や検証を行います。また「北九州市人権施策審議会」において、人権行政を市民の視点で見守るとともに、本市の人権施策の推進にかかる基本的事項を調査審議します。

5　人権のネットワークの充実

行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等との連携を充実・強化し、人権を尊重したまちづくり活動を促進します。

6　人権に関する相談・支援機能の充実

相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。また、市民が行う人権問題の課題解決に向けた活動との連携や協働を進めます。

7　人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援

企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業の人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

8　地域の拠点機能の充実

地域交流センターは人権啓発の地域の拠点として機能の充実に努めます。また、市民センターは「人権文化のまちづくり」の拠点となる環境づくりに努めます。

人権教育・人権啓発の推進

《取組みの視点》

(1)自分自身の課題としての人権教育･人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権への配慮を日常の態度や行動として自然に現すことができる人権感覚を十分に身に付け、人権を自分自身の課題としてとらえることができるよう、人権教育・人権啓発の推進に取り組みます。

(2)生涯にわたる多様な人権教育･人権啓発の推進

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象に、地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して人権教育・人権啓発に取り組みます。

子どもの発達段階や市民のライフサイクルに応じて、学習意欲の高まりや興味の深まりに沿うよう、内容や手法の工夫に努めます。

(3)市民の理解と共感を得る人権教育･人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は人の心のあり方にかかわるものであり、その推進にあたっては、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないように留意します。

また、行政に主体性を確保し、中立公正な立場でその役割を果たします。

人権教育(学校教育)

1　人権尊重を基本とした学校運営の推進

学校の教育活動全般を人権という視点からとらえるように努めます。人権教育に教職員が一体となって取り組む体制を整え、学校全体で組織的･継続的に取り組みます。

2　指導方法・教材の改善と充実

知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学習の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど、子どもたちの興味･関心を生かすなどの工夫を行います。

3　人権感覚に優れた教職員の育成

教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。

4　地域・家庭との連携

「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地域にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。また、学校間の連携に努めます。

人権教育(社会教育)

1　学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

学習機会の提供とともに学習成果の活用に努め、学習の場と実践活動の場を結びつけるなど学習サイクルが生まれるような工夫に努めます。

2　地域交流活動の促進

地域活動やボランティア活動等への市民参画を促進し個性や価値観が異なる人との交流等により相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。

3　指導者の育成

地域の実践活動において指導的役割を果たす人材の資質向上や養成に努めます。また市民センター館長等の資質向上を図り、効果的な人権教育の推進に努めます。

人権啓発

1　啓発活動の充実・推進

市民の多様な興味や関心に応じた手法の検討など創意工夫するとともに、市民の主体的な実践活動につながるような、きめ細やかな啓発活動に努めます。

2　人材育成の充実

人権啓発推進者がより積極的に活動できるよう養成講座の充実や活動の場づくりを進めます。また、地域の人権啓発活動をコーディネートする人材を育成します。

3　地域における啓発活動の推進

地域のあらゆる機会や場を通じて人権について学ぶ機会の拡充に努めます。また、地域住民の自主的、主体的な活動を支援します。

4　企業の啓発活動への支援

企業の効果的な人権研修や、人権に配慮した企業活動を推進するための支援を積極的に行います。

5　人権啓発ネットワークの充実

市民活動団体等と人権啓発に関する情報交換や協働事業を行うなど人権啓発のネットワークを充実します。市民が気軽に交流できる機会と場の提供に努めます。

6　調査・研究機能の充実

人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査・研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。

7　北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実

人権啓発を推進するうえで重要な役割を果たす、市内企業、自治会、行政機関等で組織された「北九州市人権問題啓発推進協議会」の活動が充実するための連携や支援を強化します。

北九州市保健福祉局人権推進センター人権文化推進課

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
大手町ビル(ムーブ)8階
TEL：093-562-5010　FAX：093-562-5150

平成30年４月　改訂
北九州市印刷物登録番号
第1810016C号

リサイクル適正Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK